

## 雇用仲介事業等のあり方に関する検討会におけるヒヤリング資料

(株)ライフケアサービスセンター  
代表取締役 飯田信吾

- 1、 弊社で提供しているサービス  
有料職業紹介所 取扱い業種は全職種。  
主に家政婦の紹介が全体を占める。  
併設事業  
指定訪問介護事業 居宅介護支援事業、指定福祉用具貸与・販売事業  
指定訪問看護ステーション、介護タクシー等を併設  
弊社では介護保険事業が多くしめる。  
求人先は個人宅がほとんど  
サービス内容は、家事サービス、介護がほとんど
  
- 2、 ビジネスモデル  
職業紹介事業では、収入は、利用者よりの受付手数料670円、紹介手数料家政婦賃金の12%月請求による。  
最近の傾向から、短時間家事サービスの要望が多く、現在は、訪問介護の自費部門と紹介所の共同が多くある。  
介護保険の併用など説明に難しかったり、港区の高級マンションなど対応に苦慮する場合もあり、管理者、紹介責任者はケアマネージャーの資格を持つ。また社内での他の事業と綿密な関係を保つようにしている。  
  
家事代行サービスに比べて廉価。  
紹介料12%、交通費。  
24時間泊まりによる場合も一泊当たりの慣行料金と紹介料、交通費と廉価
  
- 3、 マッチングのための工夫  
求職者に対し紹介責任者及び管理者が面接をしその能力を把握。  
紹介所内にて家事サービスの実施テストを行い能力を確認。  
ビデオ等による、服装態度言葉使いの指導確認。  
求職者の能力の十分な把握の上で求人者の求人要件との適格性を判断。  
利用者宅への紹介責任者との同行の上求人要件と現場での諸条件確認。  
紹介事業所としての重要事項の説明と求人者と求職者間の雇用契約締

結を促し契約了承認。

管理者、紹介責任者がケアマネジャーの資格を持ち、介護等他サービスと混在する場合や諸制度の説明や相談に応じ適切な利用や連絡実施。

#### 4、厚生労働省へのお願い

##### (1) 賃金の支払いについての行政解釈の明確化

家政婦紹介の場合、利用者(求人者)は一般家庭個人が主であり、特に近年独り住まいの家族を遠方の近親者が世話をし、経済的にも支えたり、高齢者によっては、認知症や疾病のため金銭管理ができない方が増えています。よって、家政婦に直接支払いをし、なおかつ紹介所に紹介料の支払いを行うことに非常な不便である旨を利用者(求人者)や家族より深刻に寄せられています。特に複数家政婦によるサービスであったり、夜間の場合など手渡しも難しい状況などがある場合や、介護保険や他制度による混合サービスとなり一部負担金が発生し複雑な場合などです。

現在、求人者の状況により給与、紹介手数料の支払い方法に非常に困難がある場合、家政婦紹介事業者は弁護士の指導助言のもと、家政婦は労働基準法の適用除外とされていることを踏まえ、かつ職業安定法44条(労働者供給事業の禁止)に抵触することとならないよう、利用者(求人者)との間に賃金支払に関する代理権授与の委託契約を結び、家政婦との間でも代理人による賃金支払の了解文書を交わした上で、求人者の代理人となって家政婦の賃金支払事務を行っています。

この問題についての行政の対処方針が、個別の事案ごとの判断によらざるを得ない側面があるとはいえ、十分に明確明瞭でないため都道府県労働局単位では全国的斉一性を欠いた解釈、指導がおこなわれている状況にあります。

よって、職業紹介事業の円滑な運営のため、また求人者の利益、利便のためにぜひ改善いただければ幸いです。

具体的には、上述した利用者(求人者)の要請、実情を踏まえ、家政婦紹介所特有の形態である、求人者が事業者ではなく個人であり、労働基準法適用除外の家事使用人を求職者とするといった特性をご理解いただき、時代に適合する明確な行政解釈、ガイドラインの策定を切にお願いいたします。

##### (2) 職業紹介事業所間の業務提携ルールの弾力化

近年、高齢社会の到来、女性の労働参加率の上昇、世帯規模の縮小など家政婦の行う家事、介護、介助、育児等のサービスに対する求人

ついて、内容、質、曜日、時間等の多様化、細分化してきています。さらに介護保険制度や他制度との組み合わせがあり、本年より区市町村の行う総合事業など地域により内容の異なるサービスなど多種多様となり、今日において個々の職業紹介所では適切な求職者を斡旋できないケースが増加しています。

よって職業紹介事業者がグループを構成し提携して職業紹介をする必要性が高まっています。

これにより、求人ニーズによりの確にかつスピーディに答えることができ、また求職者も一層能力を発揮できる仕事や都合の良い時期、時間に就労できることとなります。

しかしながら、現行業務運営要領では「自ら受理した求人又は求職をあらかじめ特定された他の職業紹介事業所に提供し、当該他の職業紹介事業者が当該求人又は求職についてあっせんを行うこと」よって業務提携における職業紹介においては、あっせんはあらかじめ特定された職業紹介所で行われ得ないこととなります。

多様化、細分化する求人、求職ニーズによりの確に答える職業紹介を可能にするためには、業務提携する職業紹介事業者の構成及び定形の内容を求人者及び求職者に明示し、その同意を得ておくことを条件にあらかじめ特定せずに当該求人又は求職の受理をした職業紹介事業者のいずれかが、職業紹介を行うことができるようにしていただきたくお願い申し上げます。

また厚生労働省が推し進める「地域包括ケアシステム」において、医療と介護の連携から、在宅復帰が叫ばれる中、利用者の入院、入所から在宅での生活復帰において、介護保険だけではない多種多様なサービスを考える上でも地域に根ざした職業紹介事業者がネットワーク連携を組めれば、地域に根ざした今後の区市町村の総合事業においてもよりの確な紹介事業が可能となります。

例えば病院、施設より退院退所の際、地域連携室で退院準備の際にケースワーカー、ケアマネージャー利用者、家族、医師、看護婦等関係者が集まり在宅での計画を検討する際、家政婦やヘルパーが必要になり自宅近辺の事業所を探す場合に地域に根ざした職業紹介所ネットワーク連携にて特定せずに職業紹介が出来れば非常に効率的に行うこととなります。

### (3) 家政婦の仕事、家政婦紹介所のアピール

介護保険外サービスや総合事業でのサービスなど今後の家政婦の利用

は増加が予想されます。よって、社会資源を利用していくケアマネジャー(居宅介護支援事業所)への家政婦に対する理解を深めていく必要があります。家政婦紹介所の多くが介護保険の指定訪問介護事業所を併設及び関連しているのが現状であり、ケアマネジャーの理解が今後の在宅における安定した高齢者の生活に家政婦が貢献できると思いますので応援をお願い致します。

またハローワークとも連携を深め家政婦の仕事をアピールしていきたいと考えます。具体的には、家政婦の仕事を紹介したリーフレットの配布や就労支援としての「家政婦の仕事とはなにか」などの説明会を開催させていただければと思います。

#### (4) 家政婦の能力評価制度

以上お願いしてきたことを実現させるために、家政婦の能力の担保が必要になってきます。また利用者のニーズと家政婦の職業能力とをマッチングさせるためには、双方が“共通言語”として理解でき、能力を適正に評価できる“ものさし”としての客観的な指標が不可欠です。

##### 能力評価制度の狙い

この能力評価基準を活用することによって、様々な政策展開が可能になるものと考えられます。例えば、紹介所が求める人材像や能力要件の明確化と、家政婦個人個人の職業能力の診断・証明、紹介所における能力評価基準に基づいたマッチングの実施、研修訓練への反映などが挙げられます。

そして、これらの政策展開を通じて利用者、家政婦ともに大きなメリットが期待されます。

つまり家政婦は、職業能力の向上が図られ、職業における「自己実現」につなげることができ、紹介所は、優れた人材の確保や人材育成を行ううえで効率的な運営を図られ、職業能力に基づいた適材適所の人材紹介を通じて、利用者の目に見える選択につながり、紹介業の競争力向上ともなり、利用者の求人満足につなげることができます。

社会基盤としての家政婦能力評価制度の整備が図られれば、これにより家政婦一人ひとりの能力が適正に評価され、“能力が見える紹介所”が形成され、利用者がより求人しやすい社会の実現が期待されます。

ぜひ今後協会が推し進める評価制度にご賛同賜り、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

# 日本看護家政紹介事業者協会

## 評価制度の実施及び研修

能力の客観化  
能力の把握  
能力開発の動機づけ  
能力開発の実施  
成果の確認

紹介所内人材ニーズの把握  
人材戦略の計画実施  
人材育成  
評価処遇  
自己理解の支援

### 家政婦

自分の能力を知る  
キャリア形成の目標を設定  
個人主導のキャリアアップの取り組み  
職業能力アップ

### 紹介所

- ・登録人材の明確化
- ・優れた人材の確保
- ・人材育成の効果的な研修投資
- ・能力に応じた適材の紹介

登録時の目安

自己実現

競争力の向上

選択性の向上

紹介力の向上

### 利用者

受益者満足